

物品売買契約書（案）

1 売却物品

品名	数量	計
金地金（田中貴金属工業株式会社製）1kg	2本	2kg

2 代金 〇〇〇〇円（内消費税額〇〇〇円）

3 引渡場所 売却人と買取人で協議を行い決定する。

4 契約保証金 〇〇〇〇〇円

上記物品の売却について、売却人 大分県（以下「甲」という。）と買取人 〇〇〇（以下「乙」という。）は次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（査定・真贋）

第1条 乙は、希望により、大分県職員が立ち会いの下、査定・真贋を行うことができる。

（代金の納付）

第2条 乙は、売却代金を甲が指定する方法で、令和7年〇月〇〇日（〇）までに支払うものとする。

（所有権の移転）

第3条 売却物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、乙が売却代金を納付したとき甲より乙に移るものとする。

（売却物品の引渡等）

第4条 甲は、売却物品の所有権が移転した後、売却物品を上記の引渡場所において、現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（危険負担）

第6条 売却物品の所有権が、甲から乙に移転したときから売却物品の引渡しのおきまでにおいて、天災その他甲の責に帰することができない理由により売却物品が滅失又は毀損した場合の損害について、甲は賠償の責めを負わない。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、引渡後、売却物件の種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、追完、契約金額の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(遅延賠償金)

第8条 甲は、乙が第2条に定める納付期限までに売買代金を完納しなかった場合は、その遅延日数に応じ、未納代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延賠償金として、甲の発行する納付書により、甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し、損害の賠償をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 1 乙がこの契約に定める事項を履行しないとき。
- 2 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(契約に要する費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第11条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 ○○○○○○○○
○○○○
代表取締役社長 ○○○